

各 部 長
戦史研究センター長 殿
各 特 別 研 究 官

防研総 1 0 5 3 号
令和 3 年 1 2 月 8 日

防 衛 研 究 所 長
(公 印 省 略)

防衛研究所業務継続計画について（通達）

標記について、別冊のとおり定めたので通達する。なお、防衛研究所業務継続計画について（通達）（防研総第 2 8 2 号。令和 3 年 3 月 2 6 日）は廃止する。

添付書類：別冊

防衛研究所業務継続計画

(首都直下地震への対応)

令和3年12月

防 衛 研 究 所

目 次

	(頁)
1 本計画の目的と構成	・ ・ ・ ・ 1
(1) 本計画の目的	・ ・ ・ 1
(2) 本計画の構成	・ ・ ・ 1
2 被害想定と業務継続への影響	・ ・ ・ ・ 1
(1) 被害想定	・ ・ ・ 1
(2) 首都直下地震による防衛研究所庁舎への影響等	・ ・ ・ 2
(3) 防衛研究所来訪者の帰宅困難者数	・ ・ ・ 3
(4) 平素からの執務環境の確保	・ ・ ・ 3
ア 非常用災害物品の確保	・ ・ ・ 3
イ 什器転倒防止対策	・ ・ ・ 3
ウ 情報通信対策	・ ・ ・ 3
エ 広報	・ ・ ・ 4
(5) 地震発生後の執務環境の確保	・ ・ ・ 4
ア 庁舎	・ ・ ・ 4
イ ライフライン	・ ・ ・ 5
ウ 通信機器等	・ ・ ・ 5
エ 火災対応	・ ・ ・ 6
オ 防衛研究所来訪者の帰宅困難者対応	・ ・ ・ 6
カ 負傷者対応	・ ・ ・ 6

3	備蓄	・ ・ ・ ・ 6
(1)	糧食	・ ・ ・ 6
(2)	飲料水	・ ・ ・ 6
(3)	簡易トイレ	・ ・ ・ 6
(4)	毛布	・ ・ ・ 7
4	防衛研究所の非常時優先業務及び管理業務	・ ・ ・ ・ 7
(1)	非常時優先業務の抽出及び管理業務の考え方	・ ・ ・ 7
(2)	応急対策業務	・ ・ ・ 7
(3)	一般継続重要業務	・ ・ ・ 8
(4)	非常時優先業務の抽出結果	・ ・ ・ 8
(5)	管理業務	・ ・ ・ 8
(6)	細部計画の作成	・ ・ ・ 8
5	業務継続のための執行体制	・ ・ ・ ・ 9
(1)	非常事態対策本部の設置	・ ・ ・ 9
(2)	参集要員等の指定	・ ・ ・ 9
(3)	勤務時間外に地震が発生した場合の行動	・ ・ ・ 9
ア	1種要員の行動	・ ・ ・ 9
イ	2種要員の行動	・ ・ ・ 10
ウ	非参集要員の行動	・ ・ ・ 10

(4) 勤務時間内に地震が発生した場合の行動	・ ・ ・ 10
ア 1 種要員の行動	・ ・ ・ 10
イ 2 種要員の行動	・ ・ ・ 10
ウ 非参集要員の行動	・ ・ ・ 10
(5) 安否確認及び安否情報の把握	・ ・ ・ 10
ア 安否確認	・ ・ ・ 10
イ 安否情報の把握	・ ・ ・ 11
(6) 他機関との連携	・ ・ ・ 11
(7) 権限委任	・ ・ ・ 11
6 教育・訓練及び業務継続計画の見直し	・ ・ ・ 12
(1) 教育・訓練計画への参加	・ ・ ・ 12
(2) 業務継続計画の見直し	・ ・ ・ 12
(3) その他	・ ・ ・ 12

1 本計画の目的と構成

(1) 本計画の目的

本計画は、防衛省業務継続計画（平成27年2月防衛省）を前提とし、首都直下地震が発生した場合における業務継続の観点から、地震の発生によって生じる災害応急対策業務等の緊急的な対策業務（以下「応急対策業務」という。）と、防衛研究所の通常業務であって、業務継続の優先度が高い業務（以下「一般継続重要業務」という。）との両者を合わせた業務（以下「非常時優先業務」という。）の継続性を確保するために必要な取組みを定めることを目的として策定するものである。

(2) 本計画の構成

本計画は、第1項の本計画の目的と構成、第2項の被害想定と業務継続への影響、第3項の備蓄、第4項の防衛研究所の非常時優先業務、第5項の業務継続のための執行体制及び第6項の教育・訓練及び業務継続計画の見直しの6項から構成され、これらを定めることにより非常時の業務継続力向上を図る。

2 被害想定と業務継続への影響

被害想定は、都心南部を震源とするM7.3の地震が火災による被害が最大となるケースである冬季・夕方に風速8m/sで発生した場合とし、前提条件の詳細を次のように設定する（中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」（平成25年12月19日）の被害想定）。

(1) 被害想定

ア 死者約2.3万人（うち火災による死者1.6万人）負傷者12.3万人

イ 帰宅困難者約800万人（都内で約490万人）

※ 都心部への滞留者が特に多いと考えられる平日12時地震発生の場合

ウ 避難者：1日後約300万人（うち避難所生活者約180万人）

2週間後約720万人（うち避難所生活者約290万人）

1ヶ月後約400万人（うち避難所生活者約120万人）

エ 建物全壊約6.1万棟（うち火災消失4.1.2万棟）

オ ライフライン施設被害による供給支障（被災直後）

電力 停電軒数：約 1, 2 2 0 万軒（5 1. 0 %）

上水道 断水人口：約 1, 4 4 4 万人（3 1. 0 %）

ガス 供給停止軒数：約 1 5 9 万軒（1 7. 0 %）

通信 不通回線数：約 4 6 9 万回線（4 8. 0 %）

カ 公共交通機関（鉄道）

地下鉄の運行停止は 1 週間継続

J R 及び私鉄の運行停止は 1 ヶ月間継続

(2) 首都直下地震による防衛研究所庁舎への影響等

庁舎は、耐震性が確保されており、設備等を含めて大きな被害はないが、庁舎の一部が使用不能となることを前提とし、次のとおり影響等を見積もる。

ライフライン等	想定される影響・被害
庁舎	建物の一部倒壊。執務室等の窓ガラスが破損。また、昇降機内や破損建物内に閉じ込められる可能性あり。
電気	停電は、1 週間継続。 復旧されるまで執務室の使用不可
ガス	供給が途絶した場合、事業者による供給が復旧するまで使用不可
上水道（飲料水、トイレ洗浄水等）	上水の途絶は、1 週間継続。
下水道（トイレ、給湯室等）	下水道の利用支障は、1 ヶ月間継続。
防衛研究所電算機システム	転倒等によりパソコン、プリンター及びサーバーが破損する可能性あり。サーバー（本体）が壊れた場合は、長期使用不可となる可能性あり。
インターネット	インターネット閲覧については、通信回線断線等外部要因に影響され、発災後 6 日間程度使用不能になる可能性あり。
電話	一般電話は、1 週間不通。また、携帯電話メールは使用可能。
什器（オフィス家具）	転倒防止策を講じていない場合の平均転倒率は約 6 5 %を想定

※ 防衛省業務継続計画及び従前の被害想定を参考

(3) 防衛研究所来訪者の帰宅困難者数

平日において地震発生した場合、数名程度の防衛研究所来訪者が帰宅困難者となると予想される。

(4) 平素からの執務環境の確保

ア 非常用災害物品の確保

非常用災害物品については、計画的に確保する。非常用災害物品及び備付場所については、企画部総務課長が別に定める。

イ 什器転倒防止対策

地震により什器（書庫、事務機器等(情報通信関連機器を除く。))が転倒、移動又は落下した場合、それ自体が負傷の原因となるとともに、内容物の散乱やパソコンその他事務機器の破損等により、業務の継続に支障を来すことが考えられる。それらを未然に防止する必要から、各部等において、以下の措置が行われるよう指導及び監督する。

(ア) 不安定な什器等で転倒及び移動のおそれがあるものは、転倒及び移動防止のための固定具等により壁面・床面等に固定する。

(イ) 上記固定が困難な場合は、配置替えを行い、措置を講ずる。

(ウ) 什器等の上に、重量物など落下被害のおそれのあるもの等を置かないよう指導し、常時点検する。

なお、具体的な対策の実施に当たっては、東京消防庁の「オフィス家具類・一般家電製品の転倒・落下防止対策に関する指針」を参考とする。

ウ 情報通信対策

(ア) 保守業者との緊急連絡体制の確保

地震発生後、情報通信機器等の早期復旧ができるよう、保守業者との緊急連絡体制について確保する。

(イ) サーバ（本体）の移動及び転倒防止等

サーバ（本体）の移動、転倒防止及びパソコンプリンタの落下防止等各種情報通信機器の転倒防止及び落下防止について適切な処置を講じる。

(ウ) ネットワーク配線及び機器等の確保

HUB及びLANケーブルの破損に備え、予備のHUB及びLANケー

ブルを確保する。

エ 広報

防衛研究所のホームページを活用し、適切な情報発信に努める。

(5) 地震発生後の執務環境の確保

ア 庁舎

(ア) 被災状況点検及び補修

想定する震度6強の地震では、設備等を含め、防衛研究所庁舎に大きな被害はないものと考えられる。

地震発生後、庁舎管理室の職員及び維持管理受託者が二次被害の防止及び施設使用の可否を判断するため、道路、法面等の外構部及び各庁舎の一斉点検を実施し、必要な措置を講じる。

防衛研究所庁舎の点検の際は、企画部職員が中心となり、庁舎管理室が行う点検を支援し、被害状況の早期把握に努める。

また、執務室等の窓ガラスが破損した場合は、庁舎管理室が応急復旧を行う。

(イ) 昇降機、執務室等に閉じ込められた職員等の救出策

職員等が昇降機内に閉じ込められた場合には、庁舎管理室に通報し、昇降機の維持管理受託者が専門技術者を可能な限り早期に派遣し、必要な処置を講じる。

専門技術者の到達遅延が予想される場合は、救出実地講習を受講した庁舎管理室の職員（休日は、防災センターの維持管理受託者）が救出を行う。

また、職員等が執務室等に閉じ込められた場合は、他の職員が防災センターに常備されている救出用器材等を使用し救出を行う。

(ウ) 執務室の被災状況確認

職員は、別紙第1「地震発生時チェックシート」に基づき、各執務室の被害状況の確認と使用の可否を判断し、各執務室への立入の可否が分かるような表示を行う。

イ ライフライン

(ア) 電力

地震発生により商用電源が途絶した場合、非常用発電機が起動し、庁舎の防災上必要な負荷（消防設備等）に電源が供給され、通常どおりの使用が可能となる。

ただし、商用電源が復旧するまで執務室に電力が供給されず、空調は使用できないため、冬期においては防寒対策が必要となる。

(イ) ガス

地震発生後、ガスの供給が停止した場合、ガス供給会社の専門技術者の施設点検を実施し、異常が無ければ、供給が再開される。

(ウ) 上水道

地震発生後、庁舎への上水の供給が自動的に停止した場合、庁舎管理室の職員等が施設点検を実施し、異常がなければ供給が再開される。

なお、上水の供給が途絶した場合、備蓄した飲料水で対応する。

(エ) 下水道

庁舎内の排水管等に損傷が生じた場合、一部トイレが使用不可能となるが、復旧までの間は異常のない他庁舎のトイレを使用する。

なお、公共下水道の損傷によりトイレが使用できない場合は、備蓄した簡易トイレで対応する。

ウ 通信機器等

(ア) 情報通信機器等

地震発生後は、各部等の情報システム情報保証責任者（補助者）は速やかに情報通信機器（端末、HUB及びLANケーブル等）の被害状況を確認し、企画部総務課情報システム情報保証責任者（補助者）に報告するとともに、被害が発生した場合は、企画部総務課情報システム情報保証責任者（補助者）が保守業者に連絡し、早期復旧に努める。

(イ) 電話設備等

地震発生後、各部等において電話設備の被害状況を確認し、被害が発生した場合は、速やかに企画部総務課総務・管理係に通報する。

なお、有線電話設備等の被害状況の確認は陸上自衛隊通信団が行う。

エ 火災対応

火災を発見した職員は、直ちに防災センターに場所、状況を通報し、周辺に火災発生を知らせる（自動火災警報装置が周辺にある場合は、発信器ボタンを押し通報する。）とともに、消火器または屋内消火栓を使用して初期消火を行う。

オ 防衛研究所来訪者の帰宅困難者対応

周辺状況が明らかでなく、危険が伴う可能性がある状況で帰宅困難者を退去させることは適切でないため、職員は、滞在を望まない者を除き、帰宅困難者を大臣官房が指定する安全の確認ができた施設に一時収容させる。

負傷者については、医務室及び救護所に誘導する。

帰宅困難者の帰宅時期については、周辺状況を踏まえ大臣官房長が判断する。

カ 負傷者対応

地震による負傷者の救護は、付近に居合わせた者が速やかに対応し、医務室又は救護所に搬送する。

3 備蓄

(1) 糧食

市ヶ谷地区の非常用糧食は、参集要員の1週間分並びに非参集要員及び帰宅困難者の3日分程度確保されており、震災時は、陸上自衛隊中央業務支援隊より受領する。

(2) 飲料水

市ヶ谷地区の飲料水の備蓄量は、参集要員の1週間分並びに参集要員以外の職員及び帰宅困難者の3日分（3ℓ／人・日基準）程度確保がされている。

なお、配管等が損傷している場合には、ペットボトル飲料水を大臣官房庁舎管理室より必要数受領する。

(3) 簡易トイレ

公共下水道本管が損傷を受けた場合はトイレの使用ができなくなるため、参集要員の1週間分並びに参集要員以外の職員及び帰宅困難者の3日分程度を、

大臣官庁庁舎管理室から受領する。

(4) 毛布

冬期に地震が発生した場合において、空調が機能しないときや窓ガラスが破損した時は相当の寒さが予想されるため、防寒対策として職員及び帰宅困難者の毛布の確保に努める。

4 防衛研究所の非常時優先業務及び管理事務

(1) 非常時優先業務の抽出及び管理事務の考え方

首都直下地震が発生した場合、防衛研究所の業務は継続実施が困難と推測されるので限られた人的・物的資源を非常時優先業務に集中的に投入する必要がある。

このため、防衛研究所が行う個々の業務について、地震発生により業務が停止した場合の影響を分析し、業務中断や業務開始遅延による影響が大きいものを、(2)号の応急対策業務及び(3)号の一般継続重要業務を非常時優先業務として抽出した。

また、非常時優先業務と(5)号の管理事務を併せて、非常時優先業務等として整理する。

(2) 応急対策業務

地震発生による新規緊急業務実施のために必要な下記の事項を応急対策業務とする。

ア 庁舎被災状況及び庁舎ライフライン点検支援業務

イ 職員安否確認

ウ 救護活動

エ 文書等の保全業務

オ 情報通信機器点検業務

カ 報道対応業務

キ 通信確保

ク 帰宅困難者対処

(3) 一般継続重要業務

首都直下地震に係る応急対策業務を行っている最中であっても、図書及び戦史史料の保全業務を可能であれば継続する。また、教育継続については、教育部が主体となり、研修員の安否を確認するとともに、安否及び被災状況を人事教育局人材育成課に報告し、教育継続の可否について、指示を仰ぐ。

(4) 非常優先業務の抽出結果

防衛研究所の代表的な業務を対応目標時間ごとに整理すると次の表のとおりである。

防衛研究所の代表的な非常時優先業務

対応目標時間	業務のカテゴリー	業務内容
地震発生後直ちに ～3時間以内	応急対策業務	○非常事態対策本部の設置 ○庁舎被災状況及び庁舎ライフライン点検支援業務 ○職員等安否確認 ○救護活動 ○文書等の保全業務 ○情報通信機器点検業務 ○報道対応業務 ○通信確保 ○帰宅困難者対応
	一般継続重要業務	○情報収集業務 ○図書及び戦史史料の保全業務 ○教育継続に係る関係部署との調整
1～2時間以内	応急対策業務	○帰宅困難者対応
3日以内	応急対策業務	○文書等の保全業務
2週間以内	応急対策業務	○文書等の保全業務

(5) 管理業務

管理事務とは、非常時優先業務を遂行するために必要な組織管理をいい、具体的には、職員の安否確認及び参集状況の把握並びに防衛研究所庁舎の被災に係る応急対策業務等地震発生後の執務環境の確保が管理事務となる。

(6) 細部計画の作成

地震発生後の相当の混乱が予想される中で的確に非常時優先業務等を遂行で

きるようにするためには、各部等において、あらかじめ組織及び個人別に非常時に何を行うべきか時系列で整理しておき、これを関係者が共有することが効果的である。

5 業務継続のための執行体制

(1) 非常事態対策本部の設置

副所長を長とし、「非常事態対策本部」を設置する。

(2) 参集要員等の指定

各部等の長は、本計画で抽出した防衛研究所非常時優先業務等を遂行するために必要な職員を別紙第2「第1種参集要員編成表(基準)」(以下、「1種要員」という。)に基づきをあらかじめ指定しておく。

当該職員の異動があった際には、速やかに新しい参集要員の指定を行う。指定に当たっては特定の職員に負担が偏らないように、定期的に見直しを行う。

大規模震災時における国際情勢の変化に伴う対応(研究及び分析)を実施するために必要な職員を別紙第3「第2種参集要員」(以下、「2種要員」という。)を各部等の長は指定するものとし、1種要員及び2種要員を企画部総務課長(企画部総務課総務・管理係長気付)へ通報するものとする。

(3) 勤務時間外に地震が発生した場合の行動

ア 1種要員の行動

1種要員は、「東京23区内震度6強」以上の情報を把握次第、家族を含めた安否状況を、安否確認メールで報告するとともに、状況に応じ災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言サービス等の連絡方法により連絡を行い、指示を待つことなく徒歩又は自転車等により防衛研究所に参集する。なお、本人又は家族が負傷したときなど参集できない場合には、安否確認メールに確実にその旨を入力し報告するとともに、上司の指示を仰ぐ。

参集時には負傷しないための措置をしつつ、可能な限り照明用具、本人用の飲食物及び着替えを携行し参集する。参集後は直ちに非常時優先業務等に従事する。

イ 2種要員の行動

2種要員は、防衛研究所長又は非常事態対策本部長及び各部長等の指示により、参集するものとし、それ以外については非参集要員の行動に準ずる。

ウ 非参集要員の行動

非参集要員は、「東京23区内震度6強」以上の情報を把握次第、家族を含めた安否状況を報告した上で、連絡が取れる態勢をとって、自宅等で待機し、上司等からの指示を待つ。

待機の間、自宅等周辺での救出・救助活動及び避難者支援に携わる等、地域貢献、地元自治体への協力に積極的に取り組む。

交通機関が復旧次第、速やかに参集を開始（照明器具、本人用の飲料物及び着替えを持参）し、登庁後は上司の指示を受けつつ、執務室の復旧及び非常時優先業務従事者の補佐等に直ちに従事する。

(4) 勤務時間内に地震が発生した場合の行動

ア 1種要員の行動

1種要員は、家族の安否を確認しつつ、非常時優先業務等を遂行する。

イ 2種要員の行動

2種要員は個別に指示のない限り、非参集要員の行動に準ずる。

ウ 非参集要員の行動

帰宅困難者の大量発生により帰宅経路上の混乱が想定されることから、非参集要員は、帰宅経路上の混乱が落ち着くか、公共交通機関の情報が明らかになるまでの間、むやみに移動せずに庁舎内にて待機する（最低でも1～2日の待機はあり得る。）。

庁舎内待機中は、安否が確認されていない職員の家族及び研修員の確認や庁舎内の復旧業務、連絡調整業務、非常時優先業務等支援及び庁舎内被災者支援に従事する。

(5) 安否確認及び安否情報の把握

ア 安否確認

各部等の長は、地震発生時に職員及びその家族の安否確認を迅速に行う態勢を確保し、管下の職員に周知徹底する。

なお、安否確認の方法については企画部総務課長が別に定める。

イ 安否情報の把握

(ア) 勤務時間外に地震が発生した場合

地震が発生した場合または安否確認メール（東京 2 3 区内震度 5 強以上で送信）を受信したならば、職員は本人及び家族の安否、家屋の状態、登庁の可否を速やかに受信した安否情報を報告（返信）するとともに、状況に応じ災害用伝言ダイヤル（1 7 1）、災害用伝言サービス等の連絡方法により連絡を行う。

職員安否確認班要員は、参集後、別紙第 4「安否情報集計表」により、各部等の安否確認情報の集計を行う。

企画部総務課人事係は、各部等の安否情報を取りまとめ、所長、副所長又は執務代行者に報告するとともに、大臣官房文書課に報告する。

防衛研究所の研修員（防衛研究所規則（昭和 3 3 年防衛庁訓令第 7 1 号）第 3 条に規定する研修員をいう。）の安否確認は教育部長の計画により行う。

(イ) 勤務時間内に地震が発生した場合

家族の安否確認を早期に行えるよう、普段から家族内での携帯メールや災害用伝言ダイヤル（1 7 1）、災害用伝言サービス等の連絡方法を確認しておくよう周知徹底する。

(6) 他機関との連携

地震発生時の業務継続に関し、平素からの同一地域に所在する他機関との連携体制の確保に努める。

(7) 権限委任

地震発生後には、所長及び副所長が事故等により不在になる場合が考えられるが、不在の場合でも非常時優先業務が迅速かつ適切に遂行できるよう執務代行者を次のとおり定める。

不在者	執務代行者	備 考
所長及び副所長	研究幹事	
研究幹事	企画部長	建制順の部長等
各部長等	各部長等が指定する者	

ただし、所長、副所長及び各部等の長が防衛研究所へ参集できない状況にあっても、連絡が取ることができ、指示を仰ぐことができる場合は除く。

6 教育・訓練及び業務継続計画の見直し

(1) 教育・訓練計画への参加

大臣官房が計画する首都直下地震を想定した定期的な訓練に積極的に参加し、業務継続計画の全職員への周知徹底及び地震発生時に職員のとるべき行動を十分把握させることにより、防衛研究所業務継続計画の実効性の向上を図る。

(2) 業務継続計画の見直し

定期的な訓練等を通じ、課題を洗い出すとともに業務継続力向上のために必要な対策を検討し、必要に応じて本計画の更新を行う。なお、予算措置等が伴う対策については、計画的に実施していく。

(3) その他

その他細部については、企画部総務課長が別に定める。